

## 第3回三豊市文書館協議会 会議録【要旨】

1. 開催日時：平成22年2月18日（木） 13時30分～16時30分
2. 開催場所：山本支所 大会議室
3. 出席者（敬称略）
  - 1号委員：藤田明美、小野泰光、和田 仁、細川 滋、嶋田典人
  - 2号委員：小野英樹、白川清秀、横山和典、森 健、木下 実条例第5条第4項に定める者：市民部市民課長 堀川博資  
事務局：総務課長 神原道央、横山 功、千秋浩幸、三宅高文
4. 傍聴者：なし

### 次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
  - (1) 答申（案）について
  - (2) 三豊市文書館耐震改修及び整備工事実施設計業務について（報告）
  - (3) 今後の協議会の開催日程について
  - (4) その他
4. 閉会

### 資料一覧

- 資料1 「三豊市文書館基本構想」及び「三豊市文書館運営計画」の策定に関する答申（案）  
資料2 三豊市文書館協議会 活動計画書

### 会議の概要

1. 開会  
[第3回三豊市文書館協議会の開会宣言]  
[会議の公開に関する説明]
2. 会長あいさつ  
[あいさつ]
3. 議題（以下、議事録）

#### 【議題（1）答申（案）について】

（会 長） 議題（1）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、お手元の資料について説明します。

[「三豊市文書館基本構想」及び「三豊市文書館運営計画」の策定に関する答申（案）の音読]

以上、基本構想及び運営計画（案）については、前回の協議会でのご意見を参考に修正しています。説明を終わります。

(会 長) 文章量が多いので、「はじめに」と「基本構想」と「運営計画」、この3つに分けて議論していきます。

まず、「はじめに」について、「木の種を蒔く」や「芽が吹く」など、文書館を木の成長に例えているが、このようなやわらかい表現は答申として入れるものですか。

(委 員) 市長や行政だけが見るのではなく、これを基にして市民にも示されるのであれば、こういう表現もいいと思います。

(委 員) この文章を読むと、情報公開に力点を置いているようですが、文書館条例には情報公開のためには書かれていません。情報公開というのはいいんですが、情報公開のための文書館という書き方はいかがでしょうか。

(委 員) 文書館には情報公開以外にも大きな柱があるので、それらも入れたらいいと思います。その柱については、この後の「基本構想」の中で出てくるので、その時にお話します。

(会 長) 情報公開以外の部分についても入れるという方向でいきましょう。

(委 員) 「旧7町の永年保存等の公文書」という部分について、これは現用文書ですね。そして、「これらの公文書は評価選別を待っている」ということは、現用文書を評価選別することになります。文書館は非現用文書を扱うので、現用と非現用について、何か文章が必要だと思います。

(会 長) これについては、後の議論に関係するので、その時に考えましょう。

(委 員) 「文書館という素晴らしい木の種」と、「主要な事業（木）」に出てくる「木」とは、どちらを指しているのですか。

(委 員) 文書館であれば、「主要な事業（木）」の（木）をのけたらどうですか。

(会 長) これについては保留にしますので、事務局は考えてみてください。

(委 員) 「三豊市においては早期に基本構想及び運営計画を策定され」について、三豊市はこの答申とは別に、基本構想や運営計画を定めるのですか。

(会 長) これは市長への答申ですから、これを基に、できるだけこれに添った取り組みをしてほしいということです。

(委 員) この答申がそのまま使われるかもしれないし、変更されるかもしれません。最終的には市が決めることになります。

(委 員) この答申に添ったものを望むのであれば、「策定され」のところを「基に」に変えたらどうですか。

(委 員) 「ここに答申としてまとめましたので」には、この答申を基にということが、当然含まれていると思いますので、変えなくてもいいと思います。

(会 長) この部分は変えずに、このままでいましょう。

時間の制約もあるので、次の「基本構想」に移ります。

(委 員) 全体的には積極的な情報公開を中心に書かれているので、そのことは評価できます。しかし、このままで答申するとなると足りない部分があります。

1つ目に、公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）が昨年7月に公布され、平成23年4月に施行されるこの法をどう踏まえるかです。公文書管理法は、公文書を「国民共有の知的資源」と位置づけ、行政機関の省庁における管理方法を定めたもので、第34条には、「この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と、地方公共団体の公文書保存に関する責務を明記しています。これは、説明責任という時代の要請が反映されており、公文書館の機能が、古文書の収集、保存・管理、閲覧中心から、現代の公文書の保存・管理、公開・利用中心へとシフトしてきている感があります。説明責任は、現用文書だけでなく非現用文書まで適用されます。つまり、現用・非現用の区別なく情報公開を請求できるようになります。ですから、情報公開を中心に考えるのであれば、公文書管理法について触れる必要があると思います。例えば、「2. 設置の意義と必要性（2）必要性」の「③公文書館法に基づく公文書館制度の・・・」のところに、「③公文書館法及び公文書管理法に基づく公文書館制度の・・・」にすれば、あまり手を加えずに入れられます。

2つ目に、三豊市文書館での公開に関する例規の整備や具体的な基準等の作成について、どう考えるのかということです。「運営計画 1. 館の管理と運営（1）例規の整備」のところに書かれているのは、保存・管理、評価選別についてであり、文書館での公開に関する例規の整備や具体的な基準等の作成も必要です。というのは、三豊市文書管理規程では、永年保存文書を30年有期限文書に切り替えているので、いつかは非現用文書となります。非現用文書とは本来、情報公開条例や個人情報保護条例の適用外となるものです。三豊市文書館が扱う文書は非現用文書なので、現用文書に適用される情報公開条例でいうところの「情報公開」は、三豊市文書館では適用されません。したがって、「三豊市新総合計画～自立への助走路～」の「情報公開の推進 - 積極的な情報公開と文書の適正管理」を踏まえることはかまいませんが、「情報公開事業」「個人情報保護事業」「文書管理事業」と「文書館管理事業」は区別されなければなりません。

3つ目に、「基本構想 2. 設置の意義と必要性（2）必要性」の「③公文書館法に基づく公文書館制度の円滑な運営に資するため、関係例規に基づき公文書等を適正に管理する。」について、これは三豊市新総合計画に入っていません。おそらく、公文書館法第3条「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」、第4条「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。」について触れていると思いますが、これだけでは「保存・管理」がやや弱く感じます。ですから、「（2）必要性」の「情報公開の推進」を「積極的な情報公開と文書の適正管理」にして、「③公文書館法に基づく公文書館制度の円滑な運営に資するため、公文書等の保存及び利用に関し適切な措置を講じ、関係例規に基づき公文書等を適正に管理する。」というように、保存や管理も強調したらいいと思います。

- (会 長) 今の意見について、事務局はどう思いますか。
- (事務局) 予算を付けて事業を行うためには、まずは正当性がなければなりません。そこで、三豊市新総合計画に基づいて基本構想答申案を作成しました。新総合計画の作成時期には、文書館はぼんやりとしたものであり、先生方のご意見をもっと早く聴いていればと思います。新総合計画はすでに始まっています。とはいえ、こういうご意見は十分に検討するべきだと思います。
- (委 員) 文書館が扱う文書は非現用文書であることを、しっかり押さえないとはいけません。現用文書の公開については、いろいろ難しい部分があると思いますが、非現用文書は過去の記録なので原則公開です。市の現用文書と、文書館の非現用文書は区別して、一線を画するべきだと思います。だからといって、文書館も行政の一部ですから、対立することなく、よい協力関係にないといけません。ですから、情報公開の推進には大いに協力したらいいと思います。
- (委 員) 誤解があったようなので補足しますが、新総合計画の「情報公開の推進」の中に、「文書館管理事業」が入っているので、文書館が情報公開をすることについては、何も矛盾はないと考えています。
- (委 員) 公文書館法に「歴史資料として」という言葉が多く出てきます。一般の方には関係がなく、学者が研究するものといった感じがするかもしれませんが、現用文書と非現用文書を区別するためには、「歴史資料として重要な公文書」という言葉は適当だと思います。しかし、いきなり「歴史資料」という言葉が出れば「何のことだ。」と思うかもしれないので、現用文書と非現用文書を使い分けて、この答申に入れてもらいたいです。それと、旧町の総合計画がそれぞれあったと思いますが、合併して三豊市新総合計画ができたのだから、それらは非現用ですよ。もう使われることはないんですから。それらを眠らさずに市民に公開すれば、「あの町はこんなことをやっていたんだ。」というように、他町の方は興味を持って見るんじゃないでしょうか。
- (事務局) 永年保存文書は30年保存に変えましたが、30年経ってないものは現用文書だと考えています。
- (委 員) 総合計画等は、そんなに長く現用で保存される性質のものではないと思いますが。
- (事務局) 旧町の基準で年限が設定されているので、旧町文書については、その基準に従うという考え方でいます。
- (委 員) 三豊市に引き継がれた旧町文書の保存年限を、三豊市の基準で設定し直すことはしないのですか。それと、旧町の永年保存文書は30年保存になったわけですが、なぜ30年かという根拠をはっきりさせた方がいいと思います。
- (委 員) 三豊市の現状では、人的なことも含めて、旧町文書を確認しながら保存年限を設定し直すことはできません。ですから、30年を現用と非現用の基準として考えます。
- (事務局) 旧町文書の保存年限を三豊市が変えていいものですか。
- (委 員) 文書管理規程で永年文書は30年保存と決めているのだから、それを縮めるのはダメだと思います。
- (委 員) 旧町文書は永年保存以外もありますか。例えば、3年保存等。

- (事務局) あります。
- (委員) それは廃棄していますか。
- (事務局) 歴史的なものがあるかもしれないので、評価選別をするまでは廃棄せずに残しています。
- (委員) 三豊市では3年保存で廃棄されるものが、その後文書館に移管されて評価選別を行うので、三豊市の基準とは別に、文書館の基準が設けられます。ですから、廃棄してくれたらいいようなものが、文書館では歴史資料として残ることがありますよね。情報公開について気になるのが、当時の資料の中に瑕疵（かし）が見つかったらどうなるんですか。公共工事については時効がないので、もしかすると、裁判にかけられるというリスクがあると思うんです。情報公開を推進するうえで、こういうことを明らかにする必要があると思います。
- (委員) 公開に関しては適切なルールが必要です。国でも、防衛や外交に関することは公開していません。
- (委員) 文書館に移管された文書を、「これはもう少し現用文書として保存しよう。」などと、文書館の判断で保存年限を延ばすことはできますか。
- (委員) 保存年限の延長は現用文書の話であり、文書館には非現用文書が移管されます。ですから、文書館で保存年限を変えたという話は聞いたことがありません。廃棄されるものの中から歴史的なものを拾い出すのが文書館です。
- (委員) すべての文書を文書館で扱うとなると、かなりの量になると思いますので、30年保存だけを扱うとか、10年保存以上のものを扱うことにするなど、保存年限よって基準を設けることについてどう思いますか。
- (委員) 地域のお祭に関するものは残せばいいと思いますが、これは5年か10年保存の文書だと思います。文書館にはたくさんの旧町文書があるので、まずは永年保存から手を付ければいいと思いますが、将来に残さなければならないものが永年保存以外にもあるので、3年や5年保存文書だから扱わないというわけにはいきません。三豊市文書管理規程には、「ただし、歴史資料として保存されるものについては、この限りでない。」と、県下で唯一、廃棄に関する条項の中でうたわれています。これが三豊市の方針なので、原課で廃棄の判断をすることなく、文書館で判断をするべきだと思います。
- (委員) 資料1の8ページ「1. 館の管理と運営 (1) 例規の整備 ②三豊市文書管理規程…第45条（文書の廃棄）の中に、文書の総務課長から文書館長への引渡しの流れを定める。」とありますが、これは文書館と総務課の協議が必要になるので、早く着手したほうがいいと思います。また、県立文書館でも公文書の利用除外基準を持っているので、文書館の公文書は原則公開だと言っても、あくまで原則であり、個人情報や法人情報等は公開していません。
- (委員) 文書館を造る時には、旧町の文書を集めるくらいに思っていたが、話を聞いていると、文書館は重要な施設であると認識すると共に、これから大変だと感じます。
- (委員) 私の公開に関する考え方は、公的なものは公開で、個人情報のものは公開を待つ

てもらおうということです。たとえ行政に都合が悪いことでも、公的なものは公開しなければなりません。

(会 長) 簡単に言えば、「公」は公開する。「私」は隠してもいいということですね。

(委 員) 公文書を隠そうと言っているのではなく、完璧な仕事をしようとしています。当時の図面と現地とでは少しのずれがあると分かった場合に、訴訟を起こされるなどのリスクがあるのならば、仕事は困難になるという心配をしています。

(会 長) 業務の執行に当たり、職員はおじけづくかも知れませんがね。

(委 員) 何も悪いことはしていないので、公開することには賛成なのですが。

(委 員) 時の推移という考え方で、30年経ったら公開してもいいだろう、80年経ったらいいだろうという基準は必要です。公開に関しては2つのパターンがあります。1つは、秋田県のようにケースごとに公開・非公開を決めるやり方。もう1つは、神奈川県のように人口の多いところでは、いろいろなケースがあるので、それぞれのケースごとに審査をして対応し、その事例を積み重ねていくやり方です。

(委 員) その当時は許されていたが、今は許されないことがあると思いますが、今は許されない当時のことが出てきた場合にどうするのかという問題が、現場としてはあるんですね。

(委 員) 公開・非公開に関する基準は設けますが、個別の案件については文書館協議会に諮って協議することになるので、そこで判断したらいいと思います。

(会 長) 他にありませんか。

(委 員) 答申案の作成にあたり、県や他市の施設のものを参考にしましたか。3ページの「(1) 意義」と「(2) 必要性」の違いが理解できません。特に「(2) 必要性」で、三豊市新総合計画の「情報公開の推進」の内容をそのまま使っているが、これが設置の必要性であるとは理解できません。私のイメージでは、意義とは、よりレベルの高いもの、大きいもので抽象的であり、必要性とは、意義の後ろにあって、具体的なものだと思いますので、もう少し文章を考えてほしいと思います。それと、「1. 三豊市文書館の基本理念」について、三豊市文書館条例第1条をそのまま使っていますが、「地域文化の発展に寄与するため、三豊市文書館を設置する。」を、「地域文化の発展に寄与するものとする。」にした方が、理念らしく見えます。

(会 長) まず、答申案について、先進地の事例を参考にしましたか。

(事務局) 先進地の情報を収集し、第2回協議会での骨子作成の段階から参考にしています。

(会 長) 特にここの事例がいいということで、参考にした先進地があったのか、それとも、いろいろなところの事例を積み上げて作ったものですか。

(事務局) 新しいところがいいだろうということで札幌市、また、神奈川県・寒川町・芳賀町も参考にしました。

(会 長) もう1つの質問の「意義」「必要性」「基本理念」については、事務局で考えてみてください。

(事務局) 協議会に資料を出す前には内部で協議しているのですが、「基本理念」「意義」「必要性」については、答えの出ないままで皆様にお配りしました。ですから、この場で

いろいろなご意見を出してもらえれば、次の協議会にはもう少し完成度の高いものになるとと思いますので、たくさんのご意見をお願いします。

(委員) 資料を読んで、私なりに修正をしてみました。まず、「2. 文書館設置の意義と必要性 (1) 意義」について、「①郷土の歴史的、文化的価値を有する公文書等(歴史資料として重要な非現用公文書等。以下「非現用文書等」という)を評価・選別し、永久に保存する。」とし、文書館としては「非現用文書等の永久保存」に意義があります。ここでは、三豊市文書館条例第1条のほかに、公文書館法の保存に関することも含めています。「②非現用文書等を公開し、情報・意識の共有化を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深める。」とし、意義は「情報の公開と共有化」です。ここでは、新総合計画の「情報公開の推進」に、文書館に移管された非現用文書という文言を入れました。「③広く情報の利用に供することにより、地域文化の発展に寄与する。」とし、意義は「地域文化の発展に寄与」です。ここでは、三豊市文書館条例第1条にあるものを入れました。次に、「(2) 必要性」の「三豊市新総合計画(基本計画)の施策にある「情報公開の推進」の内容を、次のとおり設置の必要性とする。」を、「三豊市新総合計画(基本計画)の施策にある「情報公開の推進」および「三豊市文書館条例」、「公文書館法」に基づき、文書館の設置を必要とする。」に変えます。そして、「①「情報公開推進」の円滑な運用に資するため、非現用文書等を適正に管理する。」とし、趣旨は「非現用文書の適正管理」です。これは、新総合計画の「情報公開の推進」の中の、「施策の内容と主要事業」からのものです。「②情報の積極的な公開により、市民に対する説明責任を果たす。」とし、趣旨は「市政の説明責任」です。これは、新総合計画の「情報公開の推進」からのものです。「③情報の共有化により、多様な分野における市民・市民組織・民間企業・行政の新たな関係を構築する。」とし、趣旨は「市民と市政の緊密な関係構築」です。これも、新総合計画の「情報公開の推進」からのものです。次に、「3. 館の役割と機能 (1) 役割」について、「①みんなの(市)の記録資料(非現用文書等)を後世に残していく。」と、「(非現用文書等)」を付け加えます。②はそのままで、「③みんなが共有できる市政情報(非現用文書等に基づく情報)を明らかにしていく。」に変えます。これで、①は「非現用文書の整理保存」、②は「情報の開示と利用」、③は「普及啓発と情報の共有化」という趣旨になります。あと、「調査研究」という趣旨で、「職員は、以上の業務を行うための調査・研究に努めなければならない。」という文章を付け加えたらいいと思います。以上が私の案ですが、まな板の上の鯉のような状態ですから、これを事務局がどう料理していただいても結構です。この場で初めて聞いたことを議論するのは難しいと思いますので、次回の協議会までに考えてみてください。

(会長) 他にありませんか。

(委員) 4ページの「4. 類似施設との役割分担と連携 (1) 役割分担」について、これは図書館・民俗資料館・考古館の義務規定を定めているのだと思いますが、「各施設は、設置目的にそった資料を収集し、相互の役割分担をふまえた活動を行わなければならない。」とあります。しかし、各施設には義務や役割が決められているので、三

豊市文書館構想の中で改めてうたう必要があるのでしょうか。

(会 長) 構想図としては、「役割分担」がある方が見栄えがいいと思いますが、旧町にはそれぞれ図書館等があり、各施設が役割を持って活動しているので、それを活用するだけでいい気もしますが。

(事務局) 言葉尻がきついと感じられるため、「現在ある施設に対して、後から連携に入れてもらう文書館が何を言っているんだ。」というように受け止められたと思いますが、文書館は行政資料を集めますので、これまで図書館等が持っていた行政文書は文書館で保管することなども踏まえて、その住み分けが必要ということで、役割分担に書いています。

(委 員) ここは文書館の立場で書くべきであり、この表現では他の施設がやるべきことのように感じるので、そこがおかしいんだと思います。

(委 員) 図書館や民俗資料館にしても、独自の狙いや発想があるので、文書館と連動していくのはいいんですが、それを目指して図書館や資料館があるという発想であるなら、それはダメです。この表現では立場が逆転しているように感じます。

(委 員) 各施設には、それぞれ性格があることを理解しないとイケません。民俗資料館や考古館は「もの」を中心とした、いわば博物館です。図書館は「刊行物」を扱っており、これは誰でも見たり購入したりできるものです。文書館で扱う「公文書」は、この世に1つしかないもので、誰でも手に入れられるものではありません。こういう住み分けがあることを心得たうえで協力していけば、うまくいっていきけると思います。確かに、この文章については、少し表現を変えたほうがいいかもしれません。

(会 長) 他にありませんか。

(委 員) 文書館の仕事の1つに「調査研究」がありますが、これについては4ページ「4. 類似施設との役割分担と連携 (2) 連携」で、「歴史資料として重要な公文書等の調査研究を行い、市における学術の振興及び文化の向上に資するためには、「香川県立文書館」との連携を図らなければならない。」のところに出てきますが、「調査研究」は三豊市文書館が主体的に行い、その上で香川県立文書館とも連携を図るという表現にしたらどうですか。どうも、「調査研究」は県立文書館に任せているような感じがします。学術の振興と文化の向上に資するための組織として、三豊市文書館があるんだということを、もっと高い次元に書いてもらいたいです。

(会 長) 他にありませんか。

(委 員) 4ページの「3. 館の役割と機能 (1) 役割 ③みんなに何度も利用されるものを作る。」について、何度も利用されるものとは何か分からないので、事務局はこの部分について、何を示しているのかというその意味も含めて、もう1度練り直してください。

(委 員) 4ページの「3. 館の役割と機能 (1) 役割」について、「①みんな(市)の」とありますが、「②みんなの」、「③みんなに」の「みんな」には、「市」が付いていませんが、何か意味があるのですか。それとも①と同じように「市」を指していますか。

(事務局) ①については、三豊市が保有するものは三豊市民の財産ということですが、②・③



については、三豊市民に限ったものではないので、「市」は付きません。

(会 長) こういうやわらかい表現を使うと、どうしても意味が曖昧になりやすくなります。ところどころにやわらかい表現が出てくるのは、事務局の共通認識によってこれを入れようという考えに基づいているのか、それとも、どこかのいいところを集めたからなのかという感じもします。

(委 員) 行政だけでなく、市民も巻き込んで開かれた文書館を目指していくという意識があるから、こういうやわらかい表現になっていると思いますが、基本構想については、文章に統一性があるほうがいいと思います。

(会 長) 基本構想について、他に質問はありませんか。  
無いようですので、次の「運営計画」に移ります。

(委 員) 「1. 館の管理と運営 (1) 例規の整備」の中に、利用除外基準を追加したらいいと思います。また、ところどころに出てくる「公文書等」については、非現用文書という表現を入れて、現用と非現用を明確にすればいいと思います。それと、10ページの「(7) 啓発普及」にある、「文書館だより」について、市職員への啓発ではなく、市民に向けて発信してほしいと思います。

(会 長) 他にありますか。

(委 員) 11ページ「2. 望ましい施設のあり方 (1) 場所」について、「三豊市山本支所の1階の空きスペースが望ましい。」とありますが、支所のあり方について内部で検討していますので、この部分は流動的であることをご理解ください。

(委 員) 「(7) 啓発普及」について、職員には啓発でいいんですが、市民に対してはどうかと思います。県立文書館では一般の方には普及活動ということで、講座や展示をしているので、市職員と市民は分けて考えたらどうですか。

(委 員) 市民に対しては、情報を共有化するという表現が望ましいと思います。

(会 長) 「啓発」という言葉について、昔は「啓蒙」という言葉を使っていましたが、ふさわしくないということで「啓発」を使うようになりました。しかし、「啓発」でも市民に対してふさわしくないの、「普及」や「共有化」という言葉を使ったらどうかということです。

他にありませんか。

(事務局) 11ページ「2. 望ましい施設のあり方 (2) 開設時期」について、3月の補正予算で文書館の第2期工事ができる見込みになったため、その工事が完了してからオープンさせることも考えていますので、この項目についても流動的であることをご理解ください。

(会 長) 行政も動いていますからね。

他にありませんか。

次の議題もありますが、「はじめに」について、公開だけが強調されている表現でいいのかということがありました。それと、「素晴らしい木」などに文書館を置き換えて表現していることについて、余談かもしれませんが、私が県教育長の就任あいさつを書いたときに、行政の文書には1つの言葉がいろいろ解釈されるような言葉を使

うべきでない、上司から叱られました。それからは、そういう言葉を使わないように文書を作ってきたので、市民の目にも触れるものだからいいという意見もありましたが、もっときちっとした言葉を使ったらどうかと思います。事務局が「どうしてもこれでいくんだ。」というのであれば、それはそれでいいんですが。

(委員) 「はじめに」について、このまま基本構想の内容を変えずにいくのであれば、情報公開の推進を強調した文書でもいいのですが、先ほど委員が提案されたように、文書館設置の意義や必要性で、保存や管理も重要だという内容に変えるのであれば、情報公開以外に収集・保存・選別や地域文化など、そういう言葉を入れたらいいと思います。

(委員) 文書館条例第1条にうたっていることを、「はじめに」に入れたらいいと思います。

(会長) そういうものに触れると、内容が広がって文章量が増えますが、情報公開だけでなくすべてを網羅した内容にしたらどうでしょうか。

(事務局) 皆様のご意見を踏まえて検討したいと思います。

(会長) それでは、次の議題に移ります。

#### 【議題(2) 三豊市文書館耐震改修及び整備工事実施設計業務について(報告)】

(会長) 議題(2)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 三豊市文書館耐震改修及び整備工事実施設計業務について、ご報告します。

まずは、前回の協議会の中で中間報告をしました、文書館の耐震診断の最終の結果ですが、鉄筋コンクリート造部分、鉄骨造部分ともに建物として耐震性能に問題があり、大きな地震が来たときは危ないということで、改修工事が必要という結果が出ました。次に、その耐震診断の結果を受けて、耐震改修及び整備工事の実設計業務に、先月末から取り掛かっています。その概要ですが、どういう補強を入れるのか、また、現在商工会の入っている未整備部分をどのように整備するのかを決めます。しかし、整備工事の実設計をするに当たっては、文書館運営計画の開設場所の問題について、早急に決めなければならないと思っています。なお、その経過につきましては協議会で報告をしていきます。

以上、説明を終わります。

(会長) 大きな地震には耐えられないので補強を行うことと、現在の文書館の未整備部分についても、その設計に取り掛かっているという報告でした。そして、次の協議会で経過報告をするということです。

何か質問がありますか。

無いようですので、次の議題に移ります。

#### 【議題(3) 今後の協議会の開催日程について】

(会長) 議題(3)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料の「三豊市文書館協議会 活動計画書(案)」を見てください。

次の第4回協議会について、平成22年3月26日金曜日、岡山県立記録資料館へ

先進地視察研修に行きます。行程としては、午前11頃に市役所を出発して、午後1時半から研修を行い、午後5時頃に帰ってくる予定です。年度末の何かとお忙しい時期ではありますが、よろしくお願ひします。

以上、説明を終わります。

(会 長) 本日協議した答申案については、第5回協議会で協議することになっていますが、次回の第4回協議会でも、岡山県立記録資料館の部屋を借りて協議したらどうですか。

(事務局) 研修室をお借りできることになっていますので、時間があれば協議していただきたいと思います。

(会 長) この議題については周知事項のようなものですから、ご承認ください。

#### 【議題(4)その他】

(会 長) 議題(4)について、何かありますか。

(委 員) 次の第4回協議会では、答申案について協議するか決めていないようですが、5月の第6回協議会で答申をするのであれば、第5回協議会の残り1回だけで答申案を完成させるのは厳しくないですか。

(事務局) 6月の開館を目指して活動計画を立てていますが、協議会が「6月の開館は難しいので延ばしたほうがいい。」ということになれば、じっくりと答申の内容を考える時間ができるとも考えています。

(会 長) 工事等の関係で答申時期が延びるかもしれないということですが、よりよい開館のためにという考えであれば、それでもいいと思います。

他にありませんか。

無いようですので、これで議題の審議を終わります。

#### 4. 閉会

[事務局あいさつ]